

約款は保険商品そのもの

「何かあっても保険に入ってるから大丈夫」とはよく聞く言葉です。ところが、「死亡したら 万円」という単純な保険契約ならばともかく、様々な特約が付加された複雑な商品となると、「何かあったとき」の「何か」が「何」がよく分からない方が大半ではないでしょうか。

約款で商品内容の確認を行う

これは、保険契約が預金と同様の「擬制契約」であることに原因があると思われまます。擬制契約とは、契約内容を当事者同士が読み合わせしなくても読んだことにしようというものです。契約上の約束事である約款は、契約時に手交された「契約のしおり」に記載されています。しかし、これにきちんと目を通している方は極少数派でしょう。

このため、保険金や給付金が支払われるような事態が起きても、それが請求の対象となることを知らないために請求していないとか、当然支払われると思っていた保険金が支払われないといったことになりがちです。

たとえば、保険会社が定める不慮の事故により 180 日以内に所定の身体障害状態になったとき、以降の保険料支払いが免除されるという約束事を知らなければ、該当する状態になっても払込免除の請求は出来ません。ほとんどの保険契約が同様の内容になっているにもかかわらず、知らない人が大半です。

死亡のときだけではなく、生前にも保険金が支払われるタイプの保険は、顧客側がその保険商品に対して抱いているイメージと実際の保険内容の間に隔たりが生じがちなこと

も注意です。「三大(特定)疾病により所定の状態に該当し

たとき」とか、「疾病により所定の障害状態になったとき」といった保険金支払い要件について、必ず約款で「所定の」とは具体的にどのような状態を指すのかを確かめなくてはなりません。形のない保険商品にとって、約款こそが商品性そのものだからです。

死亡の場合は、死亡診断書があれば死亡したことに議論の余地はなく、事件性がなければ必要書類が整い次第死亡保険金が支払われます。しかし、生きていながら保険金が支払われるタイプのものは、「治療費に使える」といった簡単なものではないことを認識しておきましょう。

災害割増特約や傷害特約も顧客がイメージするほど単純なものではありません。これらの特約が付加されていると、被保険者が不慮の事故に遭い、その事故が発生した日から 180 日以内に死亡、高度障害状態に該当した場合、特約保険金額が死亡保険金(高度障害保険金)に上乗せされます。

ここで問題となるのは、「不慮の事故」とは何かということです。ある保険会社の約款によると、対象となる不慮の事故を以下のように定義しています。(平成 15 年 6 月作成の「契約のしおり」より)

『急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。)で、かつ、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内

容については、「厚生大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版」によるものとします。』

そして、この文の後に 20 の分類項目が列挙されており、これらの項目中に不慮の事故から除外される事柄が記載されています。たとえば、「その他の不慮の事故」の項目には、「努力過度および激しい運動中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」などは除外する旨が記載されています。つまり、急激かつ偶発的な外来の事故という要件を満たさないということなのでしょう。

保険金を出ささないの判断を行うのは保険会社

かつて生命保険会社に勤務していたとき、旅行先の温泉で死亡した方がいました。遺族は当然不慮の事故だと思ったのですが、保険会社の査定は違いました。診断書などから判断して、通常であれば死に至るほどではないが、死に至ったのは体調が万全ではなかったためだと解釈されたようです。

保険契約において、保険金を出ささないかの判断は保険会社が行います。それに不服であれば、顧客側が契約要件を満たすという証明、上記の例であれば、不慮の事故であることの証明を行う必要があります。

保険金や給付金の請求を行うのは、ありがたくない状況のときです。心身ともに参っているときにトラブルの種を抱えたくないものです。「こんなはずじゃなかった」という事態を避けるために、商品内容をよく理解し、きちんと使いこなせるかどうかを見極めた上で契約しましょう。

(クルー 内藤眞弓)